



県章

# 山形県公報

平成16年2月27日(金)

号外(9)

## 目次

### 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....(人事課)...1

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例.....(新行財政システム推進課)...2

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財政課)...同

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....(食品安全対策課)...同

山形県物産館条例を廃止する条例.....(観光振興課)...3

### 本号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (新行財政システム推進課)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、包括外部監査人が監査を行うことができる法人の範囲を拡大することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (財政課)

1 建設業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成16年3月1日から施行することとした。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (食品安全対策課)

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県物産館条例を廃止する条例 (県条例第5号) (観光振興課)

1 山形県物産館を廃止することとした。

2 この条例は、平成16年3月1日から施行することとした。

## 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年2月27日

## 山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県条例第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県条例第2号

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

山形県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成10年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人」を「出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県条例第3号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第347号を次のように改める。

|  |            |  |
|--|------------|--|
| (347) 建設業法第27条の26第1項の規定に<br>基づく経営規模等評価 | 経営規模等評価手数料 | 8,100円と2,300円に評価<br>に係る建設業の種類数を<br>乗じて得た額との合計額 |
|--|------------|--|

第2条第1項第347号の次に次の2号を加える。

|   |            |  |
|---|------------|--|
| (347)の2 建設業法第27条の29第1項の規<br>定に基づく総合評定値の通知 | 総合評定値通知手数料 | 400円と200円に通知に係<br>る建設業の種類数を乗じ<br>て得た額との合計額 |
|---|------------|--|

|   |           |         |
|---|-----------|---------|
| (347)の3 建設業法第27条の35第1項の規<br>定に基づく経営状況分析 | 経営状況分析手数料 | 15,900円 |
|---|-----------|---------|

第3条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県条例第4号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条の18第2項」を「第50条第2項」に、「第20条」を「第51条」に改める。

第2条中「第19条の18第2項」を「第50条第2項」に改める。

第3条中「第20条」を「第51条」に改める。

第5条中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条各号」を「第35条各号」に改める。

別表第1第9項第1号中「第19条の17」を「第48条」に改める。

別表第3中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に、「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県物産館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第5号

山形県物産館条例を廃止する条例

山形県物産館条例（昭和39年3月県条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

平成16年2月27日印刷  
平成16年2月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056